

浜松市立学校複式学級等指導支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立学校(以下「学校」という。)において、複式学級等における児童生徒の教育の充実を図るために配置する浜松市立学校複式学級等指導支援員(以下「支援員」という。)の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 支援員の職務は、学校における児童生徒に対する指導補助とする。

(任用)

第3条 支援員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項の規定に基づき、学校教育についての知識経験を有する者のうち、有資格者及びその他これらに準ずる者のうちから、浜松市教育委員会(以下「委員会」という。)が任用する。

(配置の方法)

第4条 複式学級等における指導上の困難性を考慮し、教育委員会が必要と認めた場合に配置するものとする。

(配置の見直し)

第5条 委員会は、学校の実情に応じて前条に規定する配置方法を見直すことができる。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。